

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第一 公営住宅法施行令の一部改正

- 一 地方公共団体又は地方住宅供給公社が、他の地方公共団体に代わって公営住宅又は共同施設の管理の一部を行う場合における公営住宅法の規定の適用について必要な技術的読替えを定めるものとする。

(第十四条関係)

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

## 第二 住宅金融公庫法施行令の一部改正

- 一 公庫は、一定の貸付け又は債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券を発行した場合において、一部の貸付債権を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、住宅金融公庫法第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務に係る特別勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならないものとする。

(第十七条の七関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正

一 独立行政法人都市再生機構が宅地造成等の経過業務に係る勘定を廃止する場合において国庫及び地方公共団体に納付すべき金額は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとするほか、納付金の納付の手續きについて必要な事項を定めるものとする。

(附則第七条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

### 第四 その他関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。

### 第五 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。